

# 資料編



## 1 計画策定の経過＜令和5(2023)年度＞

月 日	会議名等	審議内容等
令和5(2023) 年5月19日	第1回三郷市介護保険 運営協議会	第9期介護保険事業計画諮問 ①第9期計画策定のスケジュールについて ②制度変更点等について
6月13日	第1回三郷市高齢者保 健福祉計画等策定関係 行政協議会	①第9期計画の概要について ②三郷市の現状について ③第8期計画の実績と評価について ④第9期計画の基本指針及び骨子案について
6月16日	第1回三郷市高齢者保 健福祉計画策定検討懇 話会	①三郷市の現状について ②第8期計画の実績と評価について ③第9期計画の基本指針及び骨子案について
8月1日	第2回三郷市介護保険 運営協議会	①令和4年度介護保険特別会計決算について ②令和5年度介護保険特別会計補正予算(第1 号)(案)について ③ケアマネジャー調査について ④給付実績、地域分析について
8月30日	第2回三郷市高齢者保 健福祉計画策定検討懇 話会	①基本構想について ②数値目標の設定について
9月29日	第2回三郷市高齢者保 健福祉計画等策定関係 行政協議会	①三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会 の報告について ②第9期三郷市高齢者保健福祉計画等の素案 について
10月11日	第3回三郷市高齢者保 健福祉計画策定検討懇 話会	①第9期三郷市高齢者保健福祉計画の素案に ついて ②今後の策定スケジュールについて ③地域区分の特例適用について
10月31日	第3回三郷市介護保険 運営協議会	第9期介護保険事業計画について ①介護サービス利用見込量及び基盤整備につ いて ②保険料の在り方について ③介護保険事業の取り組みについて
11月21日	第4回三郷市介護保険 運営協議会	①第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画のパブリックコメント実施について ②計画策定にかかる諮問に対する答申(案)に ついて
12月14日	答申	第9期介護保険事業計画答申

月 日	会議名等	審議内容等
12月26日～ 令和6(2024) 年1月30日	パブリック・コメント の実施	ホームページ、市役所、17の公共施設 提出意見：17件
2月13日	第5回三郷市介護保険 運営協議会	①介護保険条例の改正（案）について ②各基準条例の改正（案）について ③令和6年度三郷市介護保険特別会計予算 （案）について ④第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画のパブリックコメントに対する回答（案） について

## 2 規程・条例・規則

### (1) 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会

○三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会規程

平成 14 年 3 月 14 日

告示第 84 号

改正 平成 20 年 3 月 21 日告示第 60 号

令和 5 年 3 月 30 日告示第 81 号

(設置)

第 1 条 三郷市高齢者保健福祉計画の策定に関し幅広く市民の意見を聴くため、三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、三郷市高齢者保健福祉計画に関する事項について検討協議する。

(会員)

第 3 条 会員は、三郷市介護保険条例第 2 章に規定する介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員をもって充てる。

2 会員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(座長及び座長代理)

第 4 条 懇話会に座長及び座長代理を置き、それぞれ運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、必要の都度、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、いきいき健康部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 三郷市高齢化対策懇話会規程(平成 10 年告示第 101 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日告示第 60 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日告示第 81 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 三郷市介護保険運営協議会

○三郷市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月18日  
条例第18号

### 第2章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の設置）

第3条 介護保険事業の円滑かつ適切な運営のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第4条 協議会は、介護保険事業に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する。  
2 前項に規定する諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申する。

（協議会の委員の定数）

第5条 協議会の委員(この条及び次条において「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) サービス提供事業者を代表する委員
- (3) 学識経験を有する委員

（委員の委嘱等）

第6条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

4 委員は、辞任しようとするときは、市長に届け出て、承認を得なければならない。

5 市長は、協議会の委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

6 委員は、再任されることを妨げない。

（規則への委任）

第7条 前4条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○三郷市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 50 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日規則第 9 号

平成 20 年 3 月 19 日規則第 8 号

令和 2 年 3 月 26 日規則第 20 号

令和 5 年 3 月 30 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三郷市介護保険条例(平成 12 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、三郷市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員として在任する期間とする。

3 会長及び副会長は、辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項の例示)

第 4 条 条例第 4 条に規定する介護保険事業に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。

(2) 介護保険特別会計の運営状況に関すること。

(3) 介護保険基準該当サービスに関すること。

(4) 地域密着型サービスに関すること。

(資料の要求)

第 5 条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(市長等の出席)

第 6 条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

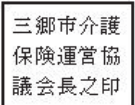
第 7 条 会長は、協議会の議事について、次に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 招集日時及び会議場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

- (3) 議題及びその審議の経過  
 (4) その他会長が必要と認めた事項
- 2 会議録には、会長が署名しなければならない。  
 3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告するものとする。  
 (公印)

第8条 会長の公印は、次の表のとおりとする。

公印の名称	ひな形	寸法(ミリメートル)	印材	個数	用途
三郷市介護保険運営協議会 長之印		方18	木印	1	介護保険運営協議会 会長名をもって発 する文書用

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、いきいき健康部介護保険課において処理する。  
 (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第36号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### (3) 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会

#### ○三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会規程

平成 14 年 3 月 14 日

訓令第 5 号

改正 平成 14 年 4 月 22 日訓令第 19 号  
平成 16 年 3 月 29 日訓令第 5 号  
平成 18 年 3 月 10 日訓令第 3 号  
平成 19 年 3 月 15 日訓令第 13 号  
平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号  
平成 21 年 7 月 6 日訓令第 21 号  
平成 22 年 3 月 12 日訓令第 5 号  
平成 23 年 3 月 17 日訓令第 4 号  
平成 26 年 3 月 28 日訓令第 7 号  
平成 31 年 3 月 26 日訓令第 2 号  
令和 2 年 3 月 26 日訓令第 4 号  
令和 5 年 3 月 31 日訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 三郷市高齢者保健福祉計画及び三郷市介護保険事業計画(以下「三郷市高齢者保健福祉計画等」という。)の策定に関し各部課の調整を図るため、三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議検討する。

- (1) 三郷市高齢者保健福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他高齢者施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、いきいき健康部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第 5 条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 6 条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策課長
- (2) 総務課長
- (3) 危機管理防災課長



- (4) 財政課長
- (5) 市有財産管理課長
- (6) 市民課長
- (7) 生活安全課長
- (8) 市民活動支援課長
- (9) 商工観光課長
- (10) スポーツ振興課長
- (11) 健康推進課長
- (12) 国保年金課長
- (13) 長寿いきがい課長
- (14) 介護保険課長
- (15) ふくし総合支援課長
- (16) 生活ふくし課長
- (17) 障がい福祉課長
- (18) 都市デザイン課長
- (19) 開発指導課長
- (20) 消防総務課長
- (21) 生涯学習課長
- (22) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者  
(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門部会)

第8条 協議会に、協議会の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、必要な専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の設置は、協議会が審議決定する。
- 3 部会長及び部会員は、第6条の委員及び職員の中から会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となり、調査及び研究した事項について、会長に報告しなければならない。

(任期)

第9条 構成員並びに部会長及び部会員の任期は、当該所管事項の審議の終了時までとする。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、いきいき健康部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 三郷市高齢化対策関係行政協議会規程(平成10年訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成14年4月22日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)抄  
(施行日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日訓令第2号)抄

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月6日訓令第21号)

この訓令は、平成21年7月6日から施行する。

附 則(平成22年3月12日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第9号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・介護保険運営協議会委員名簿

氏名	役職名等	分野
丸山 敏子	第1号被保険者	被保険者の代表
神谷 功一	第2号被保険者	
晝間 章	社会福祉法人 小鳩会理事長	サービス提供事業者
佐久間 史晃	(株) R. E. M 代表取締役	
秋葉 明	三郷市介護支援専門員連絡協議会代表	
齋藤 義治	三郷市社会福祉協議会理事	学識経験者
◎草薨 博昭	三郷市医師会 会長	
○今澤 正夫	三郷市歯科医師会 会長	
佐藤 真人 (R5. 10. 16 まで)	三郷市薬剤師会	
須本 晃夫 (R5. 10. 23 から)		
須賀 翼	三郷中央法律事務所	

(令和5年度) ◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

## 4 第9期介護保険事業における基本指針の改正内容

本計画においては、国から示された以下の指針についても留意して策定しています。

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・ サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・ 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・ 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ・ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・ 高齢者虐待防止の一層の推進
- ・ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・ 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・ 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ・ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・ 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・ 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ・ 財務状況等の見える化
- ・ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 5 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度は定期的に見直し、改正が行われることから、令和6（2024）年の改正に向けての議論の方向性を以下に整理します。

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
- 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

##### ○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

- ・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

##### ○在宅サービスの基盤整備

- ・複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型の新設を検討
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

##### ○ケアマネジメントの質の向上

- ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討
- ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
- ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
- ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善

**○医療・介護連携等**

- ・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

**○施設サービス等の基盤整備**

- ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

**○住まいと生活の一体的支援**

- ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討

**○介護情報利活用の推進**

- ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討

**○科学的介護の推進**

- ・LIFE のフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

**2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現****○総合事業の多様なサービスの在り方**

- ・実施状況・効果等について検証を実施
- ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

**○通いの場、一般介護予防事業**

- ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

○認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

○地域包括支援センターの体制整備等

- ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
- ・センターの業務負担軽減のため、
  - 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
  - 総合相談支援業務におけるランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
  - 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

3. 保険者機能の強化

○保険者機能強化推進交付金等

- ・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

○給付適正化・地域差分析

- ・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

○要介護認定

- ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
- ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続



## II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

### 1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

#### (1) 総合的な介護人材確保対策

- ・ 処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
- ・ 介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
- ・ 外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

#### (2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

##### ○地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・ 生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
- ・ 都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
- ・ 地方公共団体の役割を法令上明確化

##### ○施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用

- ・ 相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
- ・ 施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
- ・ 在宅におけるテクノロジー活用に当たっての課題等に係る調査研究

##### ○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

- ・ いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。  
人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

##### ○経営の大規模化・協働化等

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
- ・ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

### ○文書負担の軽減

- ・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

### ○財務状況等の見える化

- ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
- ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

## 2. 給付と負担

### (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

#### ○1号保険料負担の在り方

- ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

#### ○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

#### ○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討
- (※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

**(2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し****○多床室の室料負担**

- ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

**○ケアマネジメントに関する給付の在り方**

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

**○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方**

- ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

**(3) 被保険者範囲・受給者範囲**

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

## 6 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

### ●改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

### ●改正の概要

#### 1. こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

#### 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。

健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

#### 3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。

- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

#### 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。

- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。

- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

#### ● 施行期日

令和6年4月1日

ただし、3①の一部及び4⑤は公布日（令和5年5月19日）

4③の一部は令和5年8月1日

1②は令和6年1月1日

3①の一部及び4①は令和7年4月1日

4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日

4②は公布後4年以内に政令で定める日

## 7 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

### I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
  - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
  - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
    - ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

### II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
  - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
    - ※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
  - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

### III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
  - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

### IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
  - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など

## **V. 地域包括支援センターの体制整備等**

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
  - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

## 8 諮問・答申

# 諮問書

三郷市介護保険運営協議会  
会長 草 薨 博 昭 様

第9期三郷市介護保険事業計画の策定について、下記のとおり  
諮問いたします。

### 記

1. 保険給付の水準及び内容について
2. 保険料基準額について
3. 保険料段階について
4. 保険料及び利用料の軽減について
5. 地域支援事業について
6. 介護保険事業全般に係わる事項について

令和5年5月19日

三郷市長 木 津 雅 晟



令和5年12月14日

三郷市長 木津雅晟 様

三郷市介護保険運営協議会  
会長 草薨博昭

答 申 書

令和5年5月19日付けで諮問のあった第9期介護保険事業計画策定について、当協議会は協議の結果、次のとおり答申する。

## 答 申

### 1. 保険給付の水準及び内容について

サービス利用者については今後も増加が見込まれるため、調査報告書の利用意向等を踏まえ、サービスに不足を生じないように努められたい。地域密着型サービスについては、地域のニーズを十分把握したうえで、公募等により整備されたい。

### 2. 保険料基準額について

基準額の算定にあたっては、計画期間にかかる保険給付費等を適正に見込んだうえ、過不足のないよう設定されたい。

### 3. 保険料段階について

国の標準段階が9段階から13段階に多段階化する案が示されていることを踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を検討されたい。

### 4. 保険料及び利用料の軽減について

保険料については、基金の活用も検討し、可能な限り軽減を図られたい。利用料助成制度については、低所得者のサービス利用が困難にならないよう、引き続き適正に実施されたい。

### 5. 地域支援事業について

(ア) 医療と介護の依存度が増す後期高齢者の増加に対応するため、地域包括ケアシステムの推進の軸となる在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、介護予防の推進を関係機関と連携し、積極的に進められたい。

(イ) 特に認知症施策やフレイル予防については、関係機関と連携を図り、現役世代から高齢世代まで、幅広い周知や事業参加促進について、実現を図られたい。

### 6. 介護保険事業全般に係わる事項について

介護人材の確保及び資質の向上支援に努められたい。



**第9期＜令和6（2024）年度～令和8（2026）年度＞  
三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

---

発行 令和6(2024)年3月

企画・編集 三郷市 いきいき健康部 長寿いきがい課・介護保険課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL：048-930-7788（長寿いきがい課）

048-930-7792（介護保険課）

FAX：048-953-7881

---



